

ILO第6次勧告批准国として勧告に従え！



(組合員の購読料は)
組合費に含まれます

港区新橋5-15-5
交通ビル
国鉄労組東日本本部
発行責任者 佐藤勝雄
編集責任者 伊藤隆夫

No.613 定価
20円

2004年
7月1日

もう一人の仲間を国労に
大胆に訴えよう

政府はILO批准国として勧告に従え！

さる、六月一八日、ILO（国際労働機関）第一九〇回理事会は、JR不採用事件に関して、JR不採用事件に関する報告を採択した。今般の結社の自由委員会報告は、一九九九年の中間勧告以来六度目の勧告となる。国労等の追加情報に基づいて審議をいただいたILO関係各位に深甚なる敬意を表する。

さて、今般採択された結社の自由委員会報告は、最高裁判決後の報告となるが、主旨は、「最高裁が『国鉄が採用候補者名簿の作成にあたり不当労働行為を行った場合には、国鉄若しくは国鉄の法的地位を引き継いだ精算事業団は使用者責任を免れない』との判断を下したこと留意し、また本件申立ての深刻さと共に多くの労働者が被っている深刻な社会的・経済的な影響を考慮し、結社の自由委員会は、日本政府に対し、この問題解決のために一度は大勢となつた政治的人道的見地の精神に立つた話し合いを、全ての関係当事者との間で推進するよう勧める」となつてている。

三 JR不採用事件は、未解決のまま実に一七年の歳月が流れ、解決の日を迎えることなく死亡した闘争団員は既に二六名を数え、今なお、闘争団組合員は経済的・肉体的・精神的苦痛にあえいでいる。まさに憂慮すべき事態であり、これ以上このような苦痛が放置されることがあつてはならない。

四 われわれは、こうした現状を直視しつつ、政府をはじめ全ての関係当事者がILO勧告を真摯に受けとめ、関係当事者間の話し合いを直ちに開始し、早期に解決が図られることを強く望むものである。

二〇〇四年六月一八日

国 鉄 労 働 組 合

アルコール検知器に関する 団体交渉を行う

六月一八日、「飲酒に係わる事故防止に向けた更なる取り組みの実施に関する申し入れ」（申第二八号）に基づく団体交渉を行いました。以下、会社の文書回答及び交渉経過です。

一、「飲酒に係わる事故防止に向けた更なる取組みの実施について」の中では、「喫煙等へも反応せず、従来の検知器に比べアルコールの選択性が高い検知器である」と明記されていますが、職場においてはタバコ、栄養ドリンク類やJR東日本が配備しているうがい用イソジン等にも反応するなどの問題点が指摘されているが、検知器に対する信頼性を高めるための具体的な対策を講じること。

[JR東日本の文書回答]

新しいアルコール検知器はアルコールの選択性が高いため、飲食物に含まれる微量のアルコールや製造過程の成分抽出等で使用したアルコールの反応までは防げない。これらの飲食物は、乗務点呼前には控えてもらうこと、また飲食後に乗務点呼を行う場合には、うがいを行うことを周知することとする。

組合 申し入れ前文で触れているが、七月から本実施が予定されているが、道路交通法に基づき0・10及び0・15を判断能力として扱つてあるという理解でよいのか。

会社 道路交通法もあるが、公的な文書を見ると0・10以上の場合は爽快期に入ることとは、判断能力が鈍る数値が0・10である。一般的にアルコールの強い人、弱い人によつて数値に違いがあるのではないかという意見があるが、公的な機関の文献を見るとアルコールの強い弱いは関係ない。0・10とならば判断能力が鈍る。従来は、0・15を適用していたが、今回は0・10を採用した。

2004年7月1日

根拠は何か。提案時も、バス関係の飲酒運転等や信頼を企業ブランドとしている当社としての事故防止の一環と説明されたが、裏づけとなる法的な根拠は何か。

会社 法的な根拠と言うより、就業規制で社員の酒気帯びの禁止を定めている。運転士だから悪くて車両職だから良いということではなく、基本は全ての鉄道営業法に基づき運転業務に従事する者の心身を把握することが定められている。この規定に基づき乗務点呼で対面点呼の形で確認をしていることは法的な根拠と言える。今回、当社が考えたことは、対面点呼不安のない状況で乗務をしてもらうということ。

組合 いま言われた鉄道営業法では、検査を定めた条文はない。健康管理の一環として、乗務点呼の際に管理者が聞きなさいという事であり、今回のアルコール検知器と性格が違う。

組合 会社側の回答は、全員に半ば強要できる法的な根拠は希薄であるが、JR東日本として、安全と言うことで会社としての判断で実施していると言うが、それだけでは強要することは出来ないと考える。理解できない。必要があれば再度議論したい。

なお、会社側の文書回答の内容が、職場含めて周知徹底しているのか。

会社 その辺の情報については、アルコール以外の物に反応することは最初から認識していた。一部の区所では、取り扱いについて色々試している箇所もあったが、七月からの本実施までに、こういう物についてはアルコールとして検知されますよと、事務連絡を出して周知を図りたいと考えている。こういうものを点呼直前に口にするとアルコールとして検知されるので、注意を促していきたいと考えている。

製造過程の場合でも検知されることもあり、万が一そのような場合は、うがいをしてから点呼を行うよう指導していくたい。

組合 事務連絡は文書で出すのか。現場まで徹底するなら、掲示等を出すべきではないか。社員と管理者との共通の理解と認識を作るべきではないか。指導内容が、場合によっては支社毎にも違いがあるのが実態。

車掌職場では、翌日の早朝勤務のために前日に職場に泊まる時に、前日職場に行つた時にアルコール検知器での測定をしなさいと言われている現場もある。

会社 周知の仕方については、検討したい。

組合 乗務中のガムと飲料水の取扱いは、全面的に禁止しているのか曖昧となっているが、ガムの場合、乗務中に睡魔に襲われた場合極めて有効的であると、学会の研究成果もある。

飲料水については、夏場の水分補給についても全面禁止なのか。当然、程度問題はあると思うが、職場では当直でフリスク（はつか）を配つてあるが。

会社 ガムについては眼気防止の観点で、キッチンとした定められた指導をしていない。お客様に不快な思いをさせてはいけないと思つてている。正式な文書でガムは駄目だということは出している。飲料水の場合は、ますいのではないか。

【JR東日本の文書回答】

二、点呼時におけるアルコール検知器測定で「赤」表示が出た場合は、再度、アルコール検知器で測定を行うこととなるが、点呼終了後の準備時間及び余裕ある点呼時間を確保すること。同時に各職場における代替（予備）要員についての考え方を明らかにすること。

組合 車掌区の場合、乗務二〇分前から点呼を行えとなつていて。乗務点呼終了時にアルコール検知器による測定という取扱い能であると考へていて。また、アルコール検知器導入に伴い、新たな要員を配置すること。

会社 每日発生している状況でもないし、発生件数含めて検討が必要だとは認識していない。

勤務変更が発生した場合は、事情にもよるがそれに対応した勤務の取扱いを現場で行うこととなる。要員を検討しないようにどうしていくのかが、重要であると考えている。

組合 アルコール検知器による測定で、例えば橙色が出た場合は、乗務が前提であり、待機という取扱いはないと理解している。

会社 場合によつてはありうるが、基本的には乗務という取扱いとなる。

三、アルコール検知器測定において、機器によるインフルエンザ等の伝染防止の吹き込み口については、衛生面を配慮して、可能な範囲で使用前に吹き込み口を消毒布（ノンアルコールのもの）などで拭き取りをおこなうこととする。

【JR東日本の文書回答】

アルコール検知器の吹き込み口については、衛生面を配慮して、可能な範囲で使用前に吹き込み口を消毒布（ノンアルコールのもの）などで拭き取りをおこなうこととする。

組合 男性・女性の測定は、予備含めて別々の機器を使用すべきである。

会社 現在配置している台数を含めて考慮していきたい。

四、懲戒的言動や複数の管理者が社員を追及する等のやり方を改め、社員一人ひとりの理解と自覚の向上を促すことを基本に、差別的な取扱いや人事評価を行わないこと。

【JR東日本の文書回答】

飲酒事故は、決して起こしてはならないことであり、今後とも点呼の執行及び酒気帯びの確認は厳正に行なうこととする。

組合 一部の管理者から懲罰的な言動が出ているのではないか。航空会社の場合は、12時間前に禁止されているが、機長が測定し相互の信頼性のもとで行われている。

組合 個別具体的に指摘があれば、個別に指導したい。是正にむけ努力したい。

会社 職場の中で、このような事象があることを認識すべきだ。仮に、赤表示が出た場合は、翌日は所定勤務となる。しかし、酩酊状態の場合は、翌日も不参扱いもあり得ると思うが。

会社 個別具体的に指摘があれば、個別に指導したい。是正にむけ努力したい。

組合 現場の中では、測定結果が赤表示が出た場合に、いきおい乗務員を止めろと言う言動も出ているが、配慮ある言動のあり方含めて検討すべきだ。

会社 各支社から実情を聞いた上で、取り扱い含めて対応も検討したい。

組合 特に管理者との信頼性を弱めるものであると考えているが、これだけでよいのか、再度検討を強く求め、本日の交渉を終了する。

会社 各支社から実情を聞いた上で、取り扱い含めて対応も検討したい。

「アルコール検知器」が 準備時間はどうなるのでしょうか？ 実施されていきますが！

五月一日からJR東日本の全乗務員を対象とした「アルコール

検知器」ですが、いま各職場では「緑」「黄色」「赤」と点灯して話題になつています。（信号機みたいですね：）

清涼飲料水・コーヒー・口臭剤でも反応して「黄色」「赤」が点灯するのですから、点呼前に飲んだら大変なことになつてしまいますから気を付けてください！

ところでこの「アルコール検知器」は、私たち乗務員勤務のなかで「どういう時間で実施するのか」という疑問が、いま浮き上がりつつあります：

社員は出勤時刻前まで制服に着替えて、捺印してすぐに就労で

きる体制でなければなりません。（就業規則第八条）車掌区では、

③ NO.613

☆共通するエリア管理後やパソコンによる遺失管理、車椅子の実態などと、MV30（新横浜・町田）・新入社員・女性社員など個別職場の問題についても出し合い交流をしてきた。

「エリア管理で管理者がいなくなつた負担がすべて一般社員にきている」「作業ダイヤ内では精算機の締切りが終わらない」このような状況の中、管理駅では「駅長が助役全員を引き連れて大名行列のごとく昼食に行く。ずらして休憩を取れないのか!」「一般社員は休憩時間に食い込んで仕事をしている。休憩時間も車椅子・券売機トラブルで呼び出される。お互い様なので仲間のことを行うと外に食事に行くなんてできない」と出される。労基法が規定する休憩時間の「完全に労働から解放された」実態からはほど遠く、逆に駅長たちは「休憩時間の一斉付与の原則」を完全に履行している実態。

線区別交流会開催

間・準備時間・整理時間・折り返し時間などが細かく規定されています。たしかにこのアルコール検知器での測定には何もなければ10数秒しかかかりませんが、いつたん「黄色・赤」が点灯したすぐには解決できない事柄にもなります。会社として行う以上は、今後乗務員の作業標準となるわけですから、労働時間として規定すべきではないでしようか……

この間も検知器の「正確な反応」により、あきらかに酒気帯びでもないのに「待機」「添乗」となった事例は他職場で発生しています。社員の誰もが酒気帯びでもないのに、検知器の反応で「黄色・赤」が点灯したら周りの社員や管理者からも「疑いの目」で見られて、事情聴取されるのはおかしなことです。はたしてこの準備時間で大丈夫なのでしょうか？

は18分と南行電車は20分（ただし出区は+2分）となっています。この時間のなかで乗務位置に3分前に立つていることになりますから、車掌区からの「徒歩時間」は、北行電車5分出場と南行電車で8分前出場になっていますから、

・ 北行電車の場合は	18分—5分Ⅱ	13分
・ 南行電車の場合は	20分—8分Ⅱ	12分

それぞれ12・13分しかありません。この時間の中で検知器が「緑・黄色」に変わるまでにうがい等をしなければなりません。乗務員の体質として余裕をもつて早目に乗務位置に居たいし、「最後

車掌区や運転区では職場の状況により、出勤点呼や乗務点呼のやり方に違いがあるなかで、今回のアルコール検知器導入はJR東日本全乗務員区対象となつていて「労働時間内で実施する」はずだと社員のだれもが思うことでしょう。

出勤時刻前までに制服に着替えて、①出勤簿に捺印する。②乗務カード・ワイヤレスマイク・防犯ベル・POS（車内発行機）を受け取る。③掲示類や通達類を閲覧する。④乗務手帳への記載。⑤POSのつり銭準備をするなどの準備をしてから、出勤時刻に乗務点呼を受けています。

乗務点呼では、①時計の整正。②アルコール検知器でのチェック。③乗務カードの読み上げ。④各自の実行目標読み上げ。⑤注意事項・変更事項を受けるとなつています。

このアルコール検知器が導入されてからは各職場では「黄や赤」が点灯しないかという不安からか、アルコール検知器での「自主的な事前にエツフーを行つている職場」もあるようですが、、つづ

4月21・22日、国労の中央行動に参加

☆「今年は地区の運動会を中止したんですよ。わかりますか」と言われ試験の受験を繰り返し勧められた。「このような事は今までなかつた」と会社の変化も言われた。

重なれば馬鹿としていた事を警告された

☆「パリアフリーラインの駅に車椅子が集中する。会社は『窓を閉めて』と言うが窓に並んでいるのにそんな事出来ない」

☆「相模線は遺失のパソコンがあるのは四駅だけで、無い駅の仕事をある駅がしなければならない」「委託されて連続して大きな過不足がでた。一ヶ月見習期間があつたが神奈川企画の教育はどうなっているか。高齢者の仲間の職場が委託化されはじめてマルスを扱う事になり大変苦労している。出向という形でもそのまま職場に残る取り組みが出来ないか」

☆「新しいマンションが出来て人口（利用者）が増えている。昼飯もろくに取れない状況が慢性的に続いている」

国券さがみ（国券相模支部） No.58 (〇四年五月)

2ヶ月間「乗務停止」の上…

この間、乗務員・車掌(運輸区)を中心に、仕事上のミスを理由に「再教育」と称して長期間見せしめ的に乗務を外し、処分するという全く不当な扱いを受けています。

客との問題は誰もが様々経験している

現場で確認したが、列車間の線路上で自分で取れないが、本人なら取れるとの判断で拾つてもらつた。
その後、同じ場所に女子高生も鍵を落としたとの申告を受けたため、現場を確認の後本人に取つて貰つた。

勤務終了後、女子高生の保護者からの一連の対応に対する苦情に対し、当直から事情聴取を受け、その後日勤にさせられてきた経過になっています。

仰ぐ) 事になつて いるそ うです が… 今 回の 扱いと 処分に ついて、
仲間 から 様々な 実態や 意見が 出さ れま した。

Aさん 「今 回は たま たまで、会 社は 分か つてい なが ら何 かあ つて
も 客の 苦情が 無ければ 問題に し ない」

Bさん ある駅では、列車の前を客がバタバタ歩いて駆け込み乗車。こういうのはどうするの

乗務を降ろして作業指示なく

出向もにおわせる

2004年7月1日

国 劳 東 日 本

それは現場で働き、直ちに対応を迫られる車掌や乗務員への負担を大きくしている事も事実です。

「お客様を線路に降ろした」事の背景を全体的に見直さなければなりません。まして今回日勤勤務に降ろしながら、二ヶ月間何ら教育も訓練もさせずに置いた会社の対応も問題です。

「怪我は無かつたが、会社の根幹に関わる問題」と会社は重要視しての今回の対応と言っていますが、今回の問題だけではなく、この間多発している出勤遅延や飲酒問題・点検ミス・車両故障等々は決して個人の問題ではありません。

未だに現場での安全対策すらやれていない実態も含めて、全体的にもつと働き方や職場を見直す必要があります。今回の不正当な扱いを許さず、現場復帰をさせるまで頑張りましょう。

「あいづ」(会津若松分連協) No.04 (○四年五月一二日)

社員から駐車料取り增收！ あまりにもセイイジR商法

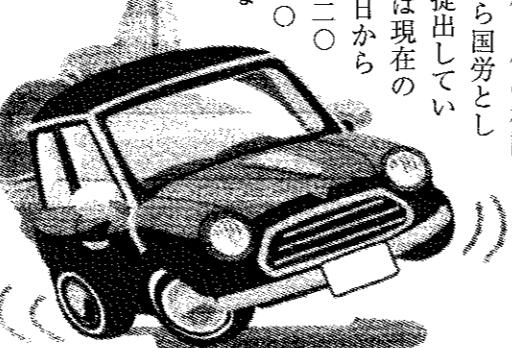
●二七〇台の利用者に、二〇〇台のスペースしかない！

秋田総合車両センター社員がこれまで駐車スペースとして使用してきた、社宅西側用地を会社が民間企業に売却したため、これまでの駐車場の使用は五月一九日(水)をもって全面禁止となります。(総務科長名での通達)

駐車場は、電車の本数が一時間に一~二本しかない秋田では車が多くの社員の通勤手段とされていることから、管理職社員や一般社員の区別なくグループ会社の社員も含め利用されてきました。会社は、多くの社員が駐車場として利用しているのを認めていながら、事前に利用者の声を一切聞くことなく、一方的に売却し、しかも今度は旧物資部用地と旧診療所用地を更地に整備し、現在の東門付近の駐車スペースと合わせて、新たに社員に対し一般有料駐車場として貸し出すとしています。

これまでの駐車スペースがたとえ売却されたにしても、総合車両センターには十分な駐車スペースがありながら、あえてそれをせず一般有料駐車場として社員から新たに駐車料金を取る会社側のやり方に、多くの社員から怒りの声がまきあがっています。

また今回の駐車場問題では、組合側に何の相談もなく一方的に実施していることから国労としても、四月二三日に緊急に解明要求を提出しています。それに対し、会社側の回答では現在の駐車場利用台数は二七〇台、六月一日から二〇〇台としています。差し引きして七〇台余りが止められなくなることがあります。駐車場が借りられなくなつた人が緊急に半休等で指定された時間への通院のための駐車の場合や、人事異動で総合車両センターに転勤しなない人にはどうしたらしいのでしょうか?



秋田総合車両センターの駐車場に関する緊急要求！

- 1 社員用駐車スペースを無料とし、充分なスペースを確保されたい。
- 2 バイク・自転車置場を正門内に設置されたい。
- 3 緊急（通院等）で出勤する人のための駐車場を確保されたい。
- 4 有料一般駐車場に対する以下の点について改善されたい。
 - ①早出・遅出勤務者の駐車場を確保されたい。
 - ②駐車する場所の指定をされたい。
 - ③一日、一ヶ月単位の契約ができる駐車場を確保されたい。
 - ④正門側出入り口が狭く危険である。交通事故防止の観

点から広くされたい。

(5)除雪等実施をされたい。
(6)途中解約の場合、日割りで計算されたい。

(7)総合車両センターへの人事異動者及び協力会社社員の異動者の駐車場を確保されたい。

「国労土崎工場支部ニュース」(国労土崎工場支部) No.798 (○四年五月一二日)

交流を通じ職場改善要求を

第一六回中野地区一駅分科交流会は、四月一二日(月)十時三〇分から地区事務所で開かれ、四分会七人が参加し各駅の問題点を出し合い、交流を深めました。

はじめに池田支部運協事務長から、運協支部常任委員会が開かれ、(1)改札業務の委託問題。(2)役員分担と各パート別交流会の計画。(3)各地区交流会の実施目標等の報告がありました。

支部執行委員の山田さんは、(7)支部統一行動が成功裏に終わる、六月の一ILO理事会に向けた諸行動に集中する。(1)信濃町駅と千駄ヶ谷駅の当直助役の日勤化の問題点。(2)東京駅、池袋駅の一部改札業務委託の状況と問題点、など報告と説明がありました。

山積みする問題点…つの不安！

★POS(ボス)扱いの問題点

○手符や領収証の発行などPOSの位置が後ろ側にあり作業がやりづらい。

○ボスが遅く領収証など手書きの方が早い。お客様も待つていてられない状況。

○手符発行は、忙しくてPOS扱いが充分にできる時間がない。「当面POSを使わなくともよい」という管理者もいる。

○地域間で来て、主にホームだが改札に入る時はPOS扱いなどは教育が不充分で不安。

遺失物の取り扱いについて

○ホームでの遺失物扱いについて研修を受けたのは、管理者はじめ三人だけ、しかも机上のみで不充分。

○五月から遺失パソコンによる検索は、なぜ補助簿と検索簿に詳細に記入する必要があるのか疑問。

○自分も慣れていないのに、管理者もよくわからず質問してくる。その日、勤務者で精通している人がいないと不安。

○検索簿をいつまで残すのか、消してよいのか不明。

○登録は一週間と聞いていますが、それ以降、消して良いと言っている。

○問い合わせがあつて検索すると、物は来ていてもデータが来ていない例がある。

★その他、「管理者の異動情報」「改札機の問題」など出され、中野駅分会からは春闌で取り組まれた「職場改善要求書」が配布され報告を受けました。

「交流通信」(国労新橋支部連協中野地区駅分科会) No.6 (○四年五月三〇日)

僕のがん保険は、病気もケガも保障する。

しかも、保険料は生上がらない保険が生つく。
がん保険を運ぶなら、アメリカンファミリーです。

AFLAC アメリカンファミリー生命
東京第三営業本部 第三支社 ☎03-3344-1889
〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

アベニール 株式会社
TEL03-3437-6810 FAX03-3437-6822
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3F

AFN広告-2003-018-0402052 2月21日